

【久会長】

それでは、議事に移らせていただきます。「山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設建設に係る環境影響評価準備書について」です。本案件につきましては、令和元年7月19日付けで、知事より当審議会あてに諮問があり、環境影響評価審査部会にて審議を行ってきたところです。

それでは、事務局より、その報告についてご説明をお願いします。

【事務局】

(資料1~4に基づき説明)

【久会長】

ありがとうございました。ただ今説明のありました本案件につきましては、委員各位のご意見を伺ったうえ、本日、答申をとりまとめたいと思いますので、ご意見・ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

【中野委員】

様々なところから検証は行われていると思いますが、例えば資料3の50p振動の粗大・リサイクル施設等で、敷地境界の予測最大レベルが60デシベルで、規制基準が60デシベル以下というちょうどギリギリで評価されていますが、丁寧に検証されての評価でしょうか。

粗大・リサイクル施設等については、プラスチック類が問題になっています。処理の仕方、処理能力について、よく港の付近にごみが積まれていたりするといった事態にも備えられているのでしょうか。

焼却施設は24時間稼働の施設ということですので、24時間車の出入りがあるということだと思いますが、その場合生態系への影響はどうですか。明かり等の影響はないですか。

【事務局】

1つめの振動の質問については、調査・予測された敷地境界の最大レベルが60デシベルで、規制基準が60デシベル以下という結果ですが、例えば民家からできるだけ離れた位置に振動のある施設を置くなどの環境保全措置をとられます。そういった措置をとられますので、最大で予測すると60デシベルですが、それを下回る可能性もあります。

2つめの質問の粗大・リサイクル施設ですが、これも準備書の段階では、破碎施設等、どういう施設かは具体的に書かれていませんが、奈良県環境影響評価条例第28条に、事業者が知事あてに3ヶ月に1回行う事業実施状況報告が定められていますので、そこでチェックはできると思います。

3つめの質問について、24時間焼却はしていますが、パッカー車や10トン車で通勤時間を避けた昼間に、ごみを集めるごみピットへ搬入し、それからクレーン等で運んで焼却されます。

【久会長】

焼却炉は24時間稼働しているけれども、搬入については昼のみで、24時間行われるのではないということですね。

【事務局】

昼間だけの搬入になります。補足になりますが、住宅近傍地点の振動の最大の予測結果が、45、49 デシベルとなっています。ちょうどその住宅の反対側にある地点が、ため池の横になりますが、その地点が予測の最大値 60 デシベルとなっています。住宅の近傍地では十分余裕のある予測レベルになっています。

【久会長】

そのあたりは地点の精査も含めて精査いただいて、問題ないということによろしいですか。

【事務局】

はい。

【森山委員】

1点意見と1点確認を。このあいだ現地説明をしていただき、そのときにも少し確認をしましたが、焼却施設と粗大・リサイクル施設の場所は見た目にもすごく近い。分別をする中で、粗大・リサイクル施設から焼却施設へ持って行くことも出てくると思いますが、天理東インター付近まで回らなければならず、移動距離が長くなる。せっかく近い場所で建設されるのに直線で繋げないものかと聞いたのですが、勾配もあってなかなか難しいと聞きました。構造上それは仕方がないと思いますが、排気ガスが出るという点で環境の面ではどうかと思います。そこで、資料 p. 109 の審査部会における意見概要、事業者の見解について、パッカー車等の買い換えを行う際に、環境配慮型の低公害車を促していきたいということですが、パッカー車についてもハイブリッドカーや電気自動車など、エコカー化が進んでいるのかわかりませんが、今後、関係する市町村は、そういったものに買い換えていくのでしょうか。同様の車種でも、排気ガスはどんどん減っていっているの、そういう意味での買い換えなのか、どのように促していくのか教えていただきたい。

【事務局】

直接パッカー車の状況について聞いたことはありませんが、自動車の流れからいくと、ハイブリッドカーなども出ているのではないかと思います。パッカー車でいうと、ディーゼル車であればクリーンディーゼルという形で、かなり排気ガスが抑えられているものに変えていくということだと思われま。そういった車種があるか確認のうえ、更新の際には低公害の車にするよう促していくということです。

【久会長】

技術は日進月歩していますので、更新の際は低公害型のものを導入するよう、事務局からも働きかけて貰いたいというお願いも含めての意見だと思いますのでよろしくお願いします。

【今井委員】

資料 3 の 112p の総括的事項での意見で、焼却方式がストーカ式か流動床式か決定した際はすみやかに公表を行い、改めて検討し、環境影響の低減に努めることとされていますが、例えばストーカ式の場合

はどういう影響があり、流動床式の場合はどういった影響がある、といった検討が必要ではないですか。

もう 1 点は、先日現地を見せていただいたが、平面では焼却施設と粗大・リサイクル施設の間は近いけれども、森山委員が言われたように実際に行くには距離があります。10 の自治体からごみが集められるが、自治体によって分別の方法が異なっている状況だと思われまます。自治体によってはプラスチックごみを細かく分別しても、最終的には焼却処分するとも聞きます。そうなると、粗大・リサイクル施設から焼却施設へ運ぶことになるのでしょうか。

資料 3 の 106p に焼却方式ごとの廃棄物の予測結果がありますが、ストーカ式の場合は焼却灰の数値が高く、流動床式の場合は飛灰の数値が高くなっています。それぞれの最終的な処分はどうなるのでしょうか。

【事務局】

ストーカ式と流動床式の違いですが、資料 2 の 6p、7p をご覧ください。ストーカ式というのは図の通り階段式に送りながら燃焼します。流動床式は、熱した砂を下から空気ですき上げます。砂なので表面積が大きく、上から降ってくるごみと接触し、ガス化するというものです。ストーカ式はそのまま焼却灰が発生しますが、流動床式の場合は飛灰（ばいじん）程度で焼却灰は殆ど出ないかわりに、劣化した砂と不燃物が残ります。また、資料 3 の 106p のとおり、ストーカ式の場合は焼却灰と飛灰が残りますが、流動床式の場合は燃焼温度が高いため焼却灰は出ませんが、砂とともに不燃物と飛灰が発生します。いずれも大阪のフェニックスで処分する予定です。大気汚染防止法による排ガス規制、ダイオキシン法による濃度規制についても、どちらの焼却方式であっても基準をクリアできる計画となっています。更に事業者は自主基準を設けており、その基準もクリアできる予測をしています。

10 自治体による組合ですが、それぞれのごみの分別のルールを統一し、運用を徹底する計画です。

【久会長】

ストーカ式と流動床式は一長一短であり、どちらがより良いということがなく、まだ検討中ということです。

【増田委員】

焼却方式がいずれかになるということですが、燃焼の仕方により、環境影響の数値が変わるのではありませんか。資料 3 の 107p では焼却施設の Co2 排出量が年間 35,000t とありますが、焼却方式によって燃焼の仕方が違うため、焼却方式ごとの数値が出てきて、予測数値が変わるのではありませんか。また、焼却に使用する物は何でしょうか。発生する Co2 の計算をするにあたって、使用する燃料によっても違いがあるのではありませんか。仮に同じ燃料を使用するとしても、焼却方式で発生する Co2 の量が違うのではないのでしょうか。直接アセスメントとは関わらないかも知れませんが、Co2 の削減をしていこうという中で、これから作られる施設から出る Co2 の量が気になります。

【事務局】

焼却方式は決められていませんが、そもそも環境アセスメントを行うにあたり、最大値となる数値で予測を行っています。最悪の環境影響としての数値をもって予測していますので、いずれの方式であっ

てもこれ以上の影響はない、と考えていただきたい。

【久会長】

他にご意見・ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

(質問、意見等なし)

【久会長】

議論が尽くされたようですので、本案件についての答申案をお配りします。この答申案の内容で当審議会から知事あてに答申することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

以上で、本日予定しておりました案件についての審議は、終了いたしましたので、進行を事務局に戻したいと思います。

【事務局】

以上をもちまして、本日の環境審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。